2　法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書　別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行う。

二　［略］

3　［略］

（完了検査申請書の様式）

第四条　法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一～三　［略］

四　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項の規定が適用される場合にあつては、同法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同条第二項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする。）

イ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十三条第一項の規定による認定に要した図書及び書類

ロ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第二号に掲げる場合　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第三十一条第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

ハ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第三号に掲げる場合　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第一項又は同法第五十四条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第十一条第一項又は同法第五十五条第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

五～七　［略］

2　［略］

2　法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書　別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し並びに第三条の十二に規定する図書及び書類を添えて行う。

二　［同上］

3　［同上］

（完了検査申請書の様式）

第四条　法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一～三　［同上］

［号を加える。］

四～六　［同上］

2　［同上］